

# 10月から個人住民税（市県民税）の 年金からの特別徴収を始めます

地方税法の一部改正により、公的年金を受給している65歳以上の方で、個人住民税（市県民税）を納税している方は、平成21年10月から、公的年金に係る住民税が年金からあらかじめ差し引かれるようになります。

この改正は、住民税の納付方法を変更するものであって、新たに税負担が発生するものではありません。年税額の計算方法も今までと変わりはありません。

## □特別徴収（天引き）の 対象となる方

- ・ 4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は特別徴収の対象にはなりません。

- (1) 公的年金の年額が18万円未満の方
- (2) 当該年度の特別徴収税額が公的年金の年額を超える方
- (3) 介護保険料が年金から特別徴収されていない方

## □特別徴収の対象となる税額

公的年金の年金所得に対する所得割と均等割額が年金からの特別徴収の対象となります。

もし年金所得のほかに、給与所得や不動産所得など、他に所得がある場合は、

- ・ 年金所得に対する個人住民税は、年金からの特別徴収になります。
- ・ その他の所得に対する個人住民税は、今までどおり給与からの特別徴収または普通徴収（納付書や口座振替）により納付していただきます。

## 年金からの特別徴収の方法

### ○特別徴収開始年度（10月から）

普通徴収（自分で納付）		特別徴収（年金天引き）		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の 4分の1	年税額の 4分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1
年税額の半分を、納付書 または口座振替で納付 していただきます		年税額の半分を年金から天引きします		

### ○2年目以降（前年度から引き続き特別徴収）

特別徴収（年金天引き）					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の 2月分と 同額	前年度の 2月分と 同額	前年度の 2月分と 同額	年税額から 仮徴収分を 差し引いた 額の 3分の1	年税額から 仮徴収分を 差し引いた 額の 3分の1	年税額から 仮徴収分を 差し引いた 額の 3分の1
【仮徴収】 暫定的に算定された額（前年度 2月と同額）が仮徴収されます			【本徴収】 決定した年税額から仮徴収額を 差し引いた残額を天引きします		

## □特別徴収の対象となる公的年金

住民税を特別徴収（天引き）する公的年金は、老齢基礎年金等の老齢または退職を支給事由とする年金で、**国民年金、厚生年金、共済年金**が対象です。

障害年金や遺族年金は住民税が非課税となりますので、個人住民税を天引きすることはありません。

## □納付方法の変更

法により、公的年金に係る個人住民税の納付方法（特別徴収か普通徴収か）を納税義務者が選択することは認められていません。

特別徴収の対象条件に該当しなくなった場合は、特別徴収の納付残額を後日納付書で納めていただくこととなります。

## ■問い合わせ

税務課 課税係 ☎ 75 1 2 1 2 6